備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

３　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。

４　該当事項のない欄は、省略すること。

（国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正）

第四条　国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一から別記様式第三十までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一の前の「（別記）」を削り、別記様式第一中「様式第１」を「別記様式第１」に改め、別記様式第二中「様式第２」を「別記様式第２」に、「様式第１」を「別記様式第１」に改め、別記様式第三中「様式第３」を「別記様式第３」に、「様式第１」を「別記様式第１」に改め、別記様式第四中「様式第４」を「別記様式第４」に、「様式第３」を「別記様式第３」に、「表わす」を「表す」に改め、別記様式第五中「様式第５」を「別記様式第５」に、「様式第４」を「別記様式第４」に、「様式第３」を「別記様式第３」に改め、別記様式第六中「様式第６」を「別記様式第６」に、「様式第５」を「別記様式第５」に、「様式第４」を「別記様式第４」に、「様式第３」を「別記様式第３」に改め、別記様式第七中「様式第７」を「別記様式第７」に、「様式第４」を「別記様式第４」に、「様式第３」を「別記様式第３」に改め、別記様式第八中「様式第８」を「別記様式第８」に、「様式第４」を「別記様式第４」に、「様式第３」を「別記様式第３」に改め、別記様式第九中「様式第９」を「別記様式第９」に、「様式第４」を「別記様式第４」に、「様式第３」を「別記様式第３」に改め、別記様式第十中「様式第10」を「別記様式第10」に、「様式第５」を「別記様式第５」に、「様式第４」を「別記様式第４」に、「様式第９」を「別記様式第９」に、「様式第３」を「別記様式第３」に改め、別記様式第十一中「様式第11」を「別記様式第11」に、「様式第５」を「別記様式第５」に、「様式第４」を「別記様式第４」に、「様式第９」を「別記様式第９」に、「様式第３」を「別記様式第３」に、「様式第６」を「別記様式第６」に改め、別記様式第十二中「様式第12」を「別記様式第12」に、「様式第４」を「別記様式第４」に改め、別記様式第十三中「様式第13」を「別記様式第13」に、「様式第４」を「別記様式第４」に、「様式第３」を「別記様式第３」に、「様式第５」を「別記様式第５」に改め、別記様式第十四中「様式第14」を「別記様式第14」に、「様式第４」を「別記様式第４」に、「様式第５」を「別記様式第５」に、「様式第13」を「別記様式第13」に改め、別記様式第十五中「様式第15」を「別記様式第15」に、「様式第３」を「別記様式第３」に改め、別記様式第十六中「様式第16」を「別記様式第16」に、「様式第４」を「別記様式第４」に、「様式第３」を「別記様式第３」に、「様式第15」を「別記様式第15」に改め、別記様式第十七中「様式第17」を「別記様式第17」に、「様式第３」を「別記様式第３」に、「様式第４」を「別記様式第４」に、「廃棄を除く。）」を「廃棄を除く。）」に、「様式５」を「別記様式第５」に改め、別記様式第十八中「様式第18」を「別記様式第18」に、「様式第17」を「別記様式第17」に、「様式第３」を「別記様式第３」に、「様式第４」を「別記様式第４」に、「様式第５」を「別記様式第５」に改め、別記様式第十九中「様式第19」を「別記様式第19」に改め、別記様式第二十中「様式第20」を「別記様式第20」に、「様式第17」を「別記様式第17」に、「様式第３」を「別記様式第３」に、「様式第４」を「別記様式第４」に、「様式第５」を「別記様式第５」に改め、別記様式第二十一中「様式第21」を「別記様式第21」に、「様式第20」を「別記様式第20」に、「様式第17」を「別記様式第17」に、「様式第18」を「別記様式第18」に、「様式第３」を「別記様式第３」に、「様式第４」を「別記様式第４」に、「様式第５」を「別記様式第５」に改め、別記様式第二十二中「様式第22」を「別記様式第22」に、「様式第４」を「別記様式第４」に、「様式第１」を「別記様式第１」に改め、別記様式第二十三中「様式第23」を「別記様式第23」に、「様式第４」を「別記様式第４」に、「様式第１」を「別記様式第１」に改め、別記様式第二十四中「様式第24」を「別記様式第24」に改め、別記様式第二十五中「様式第25」を「別記様式第25」に、「様式第12」を「別記様式第12」に、「様式第４」を「別記様式第４」に改め、別記様式第二十六中「様式第26」を「別記様式第26」に改め、別記様式第二十七中「様式第27」を「別記様式第27」に改め、別記様式第二十八中「様式第28」を「別記様式第28」に改め、別記様式第二十九中「様式第29」を「別記様式第29」に改め、別記様式第三十中「様式第30」を「別記様式第30」に改める。

（試験研究の用に供する発電用原子炉の運転計画に関する規則の一部改正）

第五条　試験研究の用に供する発電用原子炉の運転計画に関する規則（昭和三十八年通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式の表核燃料物質使用計画の項中「（炉内そう入用）」を「（炉内挿入用）」に、「炉内そう入量」を「炉内挿入量」に改め、同表備考２中「炉内そう入用」を「炉内挿入用」に改め、同表備考５中「炉内そう入用」を「炉内挿入用」に、「炉内そう入量」を「炉内挿入量」に改める。

（核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正）

第六条　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項、第三条第三項、第四条第三項及び第五条中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第七条の二の五第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第七条の六第一項第二号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。

第九条第二項及び第九条の二の二第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

第九条の五第三項、第九条の六第三項及び第九条の九第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。

別記様式第一の前の「（別記）」を削る。

別記様式第一から別記様式第五までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一中「様式第１」を「別記様式第１」に改め、別記様式第二中「様式第２」を「別記様式第２」に改め、別記様式第三中「様式第３」を「別記様式第３」に改め、別記様式第四中「様式第４」を「別記様式第４」に改め、別記様式第五中「様式第５」を「別記様式第５」に改める。

（核原料物質の使用に関する規則の一部改正）

第七条　核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第六条第二項中「正本及び写し各一通」を「正本一通」に改める。

第十条を次のように改める。

（電磁的記録媒体による手続）

第十条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　第三条の四第一項の書類

二　第四条第一項の書類

第十一条から第十三条までを削る。

別記様式第一及び別記様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。